

歯科口腔保健基本計画中間評価スケジュール

| | H28 年度 | H29 年度 | | | |
|----|----------|-------------|-------------------|---------|-----------------------|
| | 第 4 四半期 | 第 1 四半期 | 第 2 四半期 | 第 3 四半期 | 第 4 四半期 |
| 条例 | | | ●改正必要性 検討 (8月) | | |
| 計画 | ●部会 (1月) | ●WG (5月) | ●協議会 (7月) | | ●部会 (1月) ●協議会 (2月) |
| | 評価 ※ | 関係ヒア リング | 素案たたき 台 | 素案 | 原案 |
| | | | | | 評価 報告 |

※生活習慣関連調査関係部分除く

<参考>

愛知県歯科口腔保健基本計画（平成 25 年 3 月策定）

第 1 章 4 計画期間と評価

■ 計画の中間年度（平成 29 年度）に、計画の中間評価と内容の見直しを行います。

あいち歯と口の健康づくり八〇二〇推進条例（平成 25 年 3 月制定）

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 県は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。